

新潟市肺がん（結核）集団検診実施要領

1 目的

肺がん並びに結核の早期発見と早期治療を促進するため、肺がん(結核)検診（以下「検診」という。）を実施し、市民の健康の保持増進に寄与する。また、肺がんによる死亡率を減少させることを目的とする。

2 対象者

(1) 肺がん検診

新潟市に住民票があり、40歳以上で、職場等で受診の機会のない者。年齢は、年度末に達する年齢とする。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りではない。

(2) 結核検診

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第53条の2第3項の規定による健康診断対象者のうち65歳以上の市民とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(3) 対象者の確認は、受診券及び健康保険証等により行う。

3 受診回数

受診回数は、同一人につき年1回とする。

4 実施期間

実施期間は、集団検診実施期間とする。

5 検診機関

(1) 肺がん検診 新潟県健康づくり財団が委託する検診機関とする。

(2) 結核検診 新潟県保健衛生センター

6 検診方法

(1) 検診の方法

ア 質問

質問は、肺がん検診個人記録票（以下「個人記録票」という。）に基づいて行う。

質問時には、個人記録票の整理番号欄に受診券の整理番号を必ず記載する。

受診券に受診年月日と検診機関名を記載し、受診者へ返却する。

受診券を忘れた場合は、後日区役所等に受診券を持参し、受診日の記載をするように指導する。

イ 胸部 X 線撮影

胸部 X 線検査は、デジタル装置で撮影した画像によるものとする。

(2) 撮影画像の処理及び読影

撮影画像の読影は下記の方法で行い、判定は別表の「肺癌集団検診の手引き」（日本肺癌学会集団検診委員会編）の「肺癌検診における胸部 X 線検査の判定基準と指導区分」によって行う。

ア 二重読影

原則として、2名の医師が独立して読影するものとし、上記に定める二重読影の判定区分、「D」判定及び「E」判定に該当するものについて比較読影を行う。

イ 比較読影

二重読影の結果に基づき、比較読影が必要と認められるものについては、過去に撮影した胸部 X 線フィルム又は撮影画像と比較しながら読影するものとする。

7 受診方法

受診者は、受診券及び健康保険証を持参し、集団検診会場で受診する。

8 検診に関する費用

(1) 検診料

検診料は、別に定める委託契約書のとおりとする。

(2) 一部負担額及び対象者

40 歳以上 無料

9 指導区分

指導区分は、質問及び胸部 X 線撮影の読影結果を判断し、「要精検」、「精検不要」に決定するものとし、それぞれ次の内容の指導を行う。

(1) 「要精検」と区分された者

胸部 X 線検査結果が「D 又は E」判定の者については、速やかに確定診断ができる医療機関を受診するよう指導する。

(2) 「精検不要」と区分された者

翌年の検診受診を勧めるとともに、禁煙等日常生活上の注意を促す。

なお、胸膜プラーク（疑いを含む）の所見を有する場合には、プラークを有することの結果を通知した上で、健康管理等に関する情報（参考）を提供する。

10 検診結果の通知

(1) 検診機関は、個人記録票に基づき、各区へ通知し、各区は、精密検査を必要とする受診者に対しては、受診勧奨、その他必要な保健指導を行う。

(2) 各区は要精検者とされた者に対し、「肺精密検査依頼書兼結果通知書」「撮影画像」を渡し、精密検査機関へ受診の際、必ず持参するよう指導する。

また、胸膜プラーク（疑いを含む）の所見を有することを判定した場合には、連名簿の備考欄にその旨記載すること。

11 検診費用（市負担分）の請求と支払

市長は、検診機関から請求を受けた場合において、請求書等を審査のうえ適当と認めるときは、速やかにその費用を支払う。

12 事後指導及び報告

市長は、精密検査で「がん」又は「がんの疑い」と診断された者について、新潟市医師会に疫学調査を委託する。新潟市医師会は、その結果を速やかに市長に報告する。

13 委託契約の方法

委託契約については、新潟県健康づくり財団並びに新潟県保健衛生センターと新潟市がそれぞれ契約を行う。

14 精密検査の実施

(1) 精密検査は、保険診療として行う。

(2) 新潟市肺がん検診精密検査協力医療機関は別紙参照。

肺がん検診精密検査協力医療機関は、以下の要件に沿った医療機関とする。

- ・胸部薄層 CT 撮影ができ、読影をする呼吸器科医又は放射線科医がいること。
- ・精密検査結果等、問い合わせに協力可能なこと。

15 データ管理

新潟市保健所情報システムで管理する。

16 その他

その他、新潟市肺がん（結核）集団検診の実施にあたり必要な事項は別に定める。

附 則

(適用期日)

1 この要領は、平成18年4月1日から適用する。

(生活保護法による生活扶助を受けている世帯等に関する特例)

2 平成25年7月31日に生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助（以下「生活扶助」という。）を受けている者である場合で「生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項の規定に基づき、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）の一部を次のように改正し、平成25年8月1日から適用する。」（平成25年5月16日 厚生労働省告示第174号）により生活扶助を受ける者でなくなった者については、平成26年3月31日までの間は、生活扶助

を受けている者とみなして、第8条第2号イのaの規定を適用する。

- 3 平成26年3月31日において現に生活保護法による生活扶助（以下「生活扶助」という。）を受けている者である場合で、平成26年厚生労働省告示第136号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する基準により算定したならば同日後も生活扶助を受ける者については、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間は、生活扶助を受けている者とみなして、第8条第2号イのaの規定を適用する。
- 4 平成27年3月31日において現に生活保護法による生活扶助（以下「生活扶助」という。）を受けている者である場合で、平成26年厚生労働省告示第136号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する基準により算定したならば同日後も生活扶助を受ける者については、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間は、生活扶助を受けている者とみなして、第8条第2号イのaの規定を適用する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から適用する。

この要領は、平成20年4月1日から適用する。

この要領は、平成23年4月1日から適用する。

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

この要領は、平成25年8月1日から適用する。

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

この要領は、平成29年4月1日から適用する。

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

(別表)

判定区分及び指導区分

肺癌検診における胸部X線検査の判定基準と指導区分

| 二重読影時の仮判定区分 | 比較読影を含む決定判定区分 | X線所見 | 二重読影時の仮指導区分 | 比較読影を含む決定指導区分 |
|-------------------------------|-------------------------------|---|-------------|-----------------|
| a | A | 「読影不能」 撮影条件不良，現像処理不良，位置付不良，フィルムのキズ，アーチファクトなどで読影不能のもの | 再撮影 | |
| b | B | 「異常所見を認めない」 | 定期検診 | |
| c | C | 「異常所見を認めるが精査を必要としない」 明らかな石灰陰影，繊維性変化，気管支拡張症，気腫性変化，広範囲な陳旧性病変などで精査や治療を必要としないと判定できる陰影 | | |
| d d 1 d 2 d 3 d 4 | D D 1 D 2 D 3 D 4 | 「異常所見を認めるが肺癌以外の疾患が考えられる」 「活動性肺結核」治療を要する肺結核を強く疑う 「活動性非結核性病変」肺炎，気胸など治療を要する状態 「循環器疾患」冠状動脈石灰化，大動脈瘤など心大血管異常 「その他」縦隔腫瘍，胸壁腫瘍など精査を要する状態 | 比較読影 | 肺癌以外の該当疾患に対する精査 |
| e e 1 e 2 | E E 1 E 2 | 「肺癌の疑い」 「肺癌の疑いを否定しえない」 「肺癌を強く疑う」 孤立性陰影，陳旧性病変に新しい陰影が出現，肺門部の異常（腫瘤影，血管・気管支などの肺門構造の偏位など），気管支の狭窄・閉塞による二次変化（区域・葉・全葉性の肺炎・無気肺，肺気腫など），その他肺癌を疑う所見。 | | 肺癌に対する精査 |

注 二重読影仮判定のcの場合，胸部検診受付名簿（兼）連名成績書はX線最終判定区分のCに計上する。